

環境配慮事業助成制度

Menu

1. 「創省エネ化助成」

2. 「緑化事業助成」

3. 「家庭用生ごみ処理容器等購入助成」



本事業は、
「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」
事業助成金を活用しています。



詳しくは、二次元コードより
市公式サイトをご覧ください。

【問合せ先／提出先】

〒205-8601 東京都羽村市緑ヶ丘五丁目2番地1

代表電話 042-555-1111 内線 224~227

市公式サイト環境配慮事業助成制度 URL <http://www.city.hamura.tokyo.jp/0000004638.html>

羽村市産業環境部環境政策課（西庁舎2階）

電子メール s205000@city.hamura.tokyo.jp

令和7年4月15日発出

1. 創省エネ化助成

●創エネメニュー

助成対象工事項目	助成対象工事等の条件	助成率
		エコポイント上限 (優先(市内)事業者/一般事業者)
1. 太陽熱利用システム	- 一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品認定を受けたもの、又は同等以上の性能を持つもの - 対象システムから住宅等の部分に太陽熱の供給を行うものであって、蓄熱層を地上（耐震性のある陸屋根を含む）部分に有するもの - 未使用の機器を用いるもの	対象経費の 2 分の 1 ----- 優先 100,000 一般 50,000
2. 太陽光発電システム (一般住宅)	- 一般財団法人電気安全環境研究所が行う太陽電池モジュールの認証を受けているもの又は同等以上の性能を持つもの - 一般住宅に設置するものは、公称最大出力 2 キロワット（以下「Kw」）以上のもの - 長期間の使用に耐えうるよう、適切に設置されたもの - 未使用の機器を用いるもの - 電力会社の送配電線と逆潮流が可能な状態で連系したもの	対象経費の 2 分の 1 ----- 優先 150,000 (又は 16,000/kW のいずれか低い方) 一般 80,000 (又は 8,000/kW のいずれか低い方)
3. 太陽光発電システム (共同所有者又は事業者) ※マンション管理組合を含む	- 一般財団法人電気安全環境研究所が行う太陽電池モジュールの認証を受けているもの又は同等以上の性能を持つもの - マンション等の共同管理組合が設置するもの又は事業者が設置するものは、公称最大出力 5 Kw 以上のもの - 長期間の使用に耐えうるよう、適切に設置されたもの - 未使用の機器を用いるもの - 電力会社の送配電線と逆潮流が可能な状態で連系したもの	対象経費の 2 分の 1 ----- 優先 150,000 (又は 16,000/kW のいずれか低い方) 一般 80,000 (又は 8,000/kW のいずれか低い方)
4. 家庭用燃料電池 コージェネレーション システム（エネファーム）	- 対象システムから住宅等の部分に給湯を行うもの - 発電定格出力 0.5 Kw 以上 1.5 Kw 以下のもの - 燃料電池ユニットの排熱により給湯（貯湯ユニット 50 リットル（以下「L」）以上）を行うユニット又はそれに相当するユニットを有するもの - J I S C 8823 に基づく総合効率が低位発熱量基準（以下「LHV」）80 パーセント（以下「%」）以上又は同等以上の性能を有するもの - 未使用の機器を用いるもの	対象経費の 2 分の 1 ----- 優先 60,000 一般 30,000

5. 高効率小規模 コージェネレーション システム	・住宅等の部分に給湯、熱又は電気の供給を複数行うもの ・発電能力を有するものは、定格出力 0.75 K w 以上 25 K w 以下のものであって、J I S B 8122 に基づく発電及び排熱利用の総合効率が L H V 80% 以上又は同等以上の性能を有するもの ・熱源を発電以外の複数に用いるものにあつては、熱利用効率がおおむね L H V 70% 以上又は同等以上の性能を有するもの ・未使用の機器を用いるもの	対象経費の 2 分の 1 優先 120,000 一般 60,000
6. 地中熱利用システム	・地中熱を熱源とするシステムであつて、住宅等の部分に冷暖房又は給湯を行うもの ・定格運転による能力が暖房 C O P（暖房エネルギー消費効率）及び冷房 C O P（冷房エネルギー消費効率）がともに 3.3 以上の能力又は同等以上の性能を有するもの ・熱応答試験を行うもの又はこれに準じた結果を示すことができるもの ・未使用の機器を用いるもの	対象経費の 2 分の 1 優先 250,000 一般 150,000
7. 木質バイオマス利用設備 （ペレットストーブ） ※薪ストーブは不可	・定格出力時 L H V 75% 以上又は同等以上の性能を有するもの ・強制排気構造を備えるもの ・消防関連法規に沿って設置されるもの ・排気口が隣接する家屋から 1.5 メートル以上離れて設置され、臭気規制基準に適合するもの ・未使用の機器を用いるもの ・国内産の間伐材等を燃料に用いるもの	対象経費の 2 分の 1 優先 40,000 一般 20,000
8. 中水利用設備 （雨水タンク・雨水貯留槽） ※自主施工可	・新たに雨水を貯留し住宅等に活用するもの ・貯留槽の前にトラップ等（ゴミを取るもの）を有し、貯留雨水及び貯留槽の維持に適切な構造であるもの ・次のいずれかに適合するもの ① 100 リットル以上の貯水容量があるもの（連結式を含む、以下「雨水タンク」という） ② 1 リッポウメートル以上の貯留槽を有し、住宅等の設備に利用するもの（以下「雨水貯留槽」）	対象経費の 2 分の 1 優先 雨水タンク 30,000 雨水貯水槽 120,000 一般 (自主施工を含む) 雨水タンク 10,000 雨水貯水槽 60,000

●合理化メニュー

9. 高密度蓄電池システム	・リチウムイオン蓄電池（リチウムイオンが電極間を移動して起こる酸化還元反応により、発生する電氣的エネルギーを供給するもの）又は同等以上の性能を有する蓄電池とともに、インバータ、コンバータ又はパワーコンディショナ等の電力変換装置により一体的に構成されるもの ・一般社団法人環境共創イニシアチブに登録されているもの又はこれと同等以上の品質、品質管理体制及び性能を有しているもの ・高密度蓄電池システムから供給される電力が住宅等の部分で使用されるもの ・次のいずれかに適合するもの ① 商用電力の平準化を行うもの（以下「単体蓄電池」という） ② 助成対象工事のうち、発電機能を有する設備と併用するもの（以下「併用蓄電池」という） ※すでに発電設備があり、後から蓄電池をつける場合も併用蓄電池になります。 ・未使用の製品を用いるもの	対象経費の 2 分の 1 優先 単体蓄電池 50,000 併用蓄電池 80,000 一般 単体蓄電池 35,000 併用蓄電池 50,000
10. エネルギー管理システム	・住宅等の所有者が使用する空調、照明等の電力使用量を個別に計測・蓄積し、データの「見える化」が図られるもの ・「ECHONET Lite」（エコネットライト）規格に準拠し、構成されたもの ・次のいずれかに適合するもの ① 照明等を制御する機能を有し、自動制御や遠隔制御等、電力使用を調整するための制御機能を有しているもの（以下「単体 HEMS 等」という） ② 助成対象工事等と併せて設置するものであって、空調又は照明等を制御する機能を有し、機器の制御に係る装置のアプリケーションに 1 つ以上の機器の機器オブジェクトを搭載し、現に自動制御や遠隔制御等、電力使用を調整する制御を行うもの（以下「制御 HEMS 等」という） ・未使用の製品を用いるもの	対象経費の 2 分の 1 優先 単体 HEMS 等 60,000 制御 HEMS 等 100,000 一般 単体 HEMS 等 30,000 制御 HEMS 等 80,000
11. 次世代自動車	・電気自動車（以下「EV」）、プラグインハイブリッド自動車（以下「PHV」）、燃料電池自動車（以下「FCV」）であって、一般市場において販売されている当該自動車の平均的能力を有するもの ・未使用かつ登録履歴のないもの	対象経費の 2 分の 1 優先 EV 及び PHV200,000 FCV250,000 一般 EV 及び PHV100,000 FCV200,000
12. 次世代自動車エネルギー供給設備	・EV、PHV 又は FCV の駆動に必要なエネルギーを供給する設備であって、一般市場における当該設備の平均的能力を有するもの ・一般に利用することが可能なもの（自宅敷地内など自分だけで使用するものは対象外）	対象経費の 2 分の 1 優先 普通充電 60,000 急速充電及び水素供給 300,000 一般 普通充電 40,000 急速充電及び水素供給 200,000

●住宅低炭素化メニュー

13. ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス ・創エネメニューとの併用申請不可 ・H E M S との併用申請不可 ・認定低炭素住宅との併用申請不可 ※新築対象	・国のネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（以下「ZEH」という）普及加速事業費補助金の執行団体が定める交付要件に適合するものとして補助金の交付決定を受けるもの又はこれと同等以上の性能を有しているもの ・国の ZEH 普及加速事業費補助金の執行団体に ZEH ビルダーとして登録されている事業者又はこれと同程度の能力を有すると市長が認める事業者が設計、建築又は販売を行うものであること ・新築、未登記の新築建売又は既存の住宅（兼用住宅を含む）の改修工事	優先 定額 250,000 一般 定額 100,000
14. ネット・ゼロエネルギー・ビルディング ・創エネメニューとの併用申請不可 ・H E M S との併用申請不可 ※新築対象	・室内及び室外の環境品質を低下させることなく、創省エネ化により、運用時におけるエネルギーの需要と供給の年間積算収支（消費と生成、又は外部との収支）がおおむねゼロ若しくはプラス（供給量＞需要量）となる事業所（ゼロ・エネルギー・ビルディング、以下「ZEB」という） ・合理的な範囲と認められる境界において、建築物の品質を維持するために必要なエネルギー消費を対象とした一次エネルギー消費量又は二酸化炭素排出量及び再生可能エネルギー利用量を積算できるもの ・新設事業所又は既設事業所の改修工事	優先 定額 300,000 一般 定額 200,000
15. 認定低炭素住宅 ・創エネメニューとの併用申請不可 ・H E M S との併用申請不可 ※都の認定を受けたとき、太陽光パネルやH E M S がなかったが、後から追加で工事した場合は併用申請可能 ※新築対象	・都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）第 54 条に基づき認定された住宅等 ・新築、未登記の新築建売又は既存の住宅等	優先 定額 200,000 一般 定額 150,000
16. 長期優良住宅 ※リフォームのみ(建て替え可) ※新築対象外	・助成対象工事費等のうち複数の改修工事を既存の住宅等に行うもの ・長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）第 7 条の認定通知を受けるもの ・創エネメニュー、合理化メニューとの併用申請可能。 ・省エネ改修工事との併用申請不可	優先 定額 150,000 一般 定額 100,000

●省エネ改修工事メニュー

17. 高断熱化改修工事	・既存の住宅等の次の部分の断熱性を向上させる改修工事 ① 窓の断熱（複層ガラス化のみも対象） ② 天井及び屋根等の断熱 ③ 外気等に接する壁の断熱 ④ 外気等に接する床の断熱 ・住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）に規定する評価方法基準（平成 21 年国土交通省告示第 354 号）における省エネルギー対策等級 4 の基準に適合した未使用の製品を用いる改修工事	対象経費の 2 分の 1 優先 60,000 一般 30,000
18. LED 照明改修工事 ※器具の自主交換は不可	・既存の住宅等の LED 照明以外の照明設備を LED 照明に交換する改修工事 ・ J I S 規格による性能要求事項に適合するもの ・ J I S C 8152 の基準による全光束の効率が 65 ルーメンパーワット以上のもの ・定格寿命 35,000 時間以上のもの ・未使用の機器であるもの	対象経費の 2 分の 1 優先 50,000 一般 20,000
19. 高遮熱塗装等改修工事	・既存の住宅等の遮熱性能を向上させ、特定部分の室内の温度を低減させる改修工事 ・塗料等は J I S K 5602 基準によるグレー（N 6）塗料試験体において第三者機関試験の日射反射率特定値が 50%以上又は同等以上の性能を有するもの ・フィルム等は J I S A 5759 基準による 3 ミリメートル透明フロートガラス試験において遮蔽係数が 0.7 以下かつ日射熱取得率（真北±30 度方位の日射侵入率）0.60 以下又は同等以上の性能を有するもの ・未使用の製品を用いるもの	対象経費の 2 分の 1 優先 100,000 一般 50,000
20. 浴室高断熱化改修工事	・既存の住宅等の浴室及び浴槽の断熱性能を向上させる改修工事 ・ J I S A 5532（改正公示後）基準による高断熱浴槽認証製品又は同等以上の性能を有しているもの（例：魔法びん浴槽および断熱ブタ） ・未使用の製品を用いるもの	対象経費の 2 分の 1 優先 100,000 一般 40,000

21. トイレの節水改修工事	・既存の住宅等のトイレ及び便器の性能の向上させる改修工事 ・次のいずれかに適合する改修工事 ① J I S A 5207:2011 に規定する「タンク式節水 2 形大便器」又は「洗浄弁式節水 2 型大便器」 ② J I S A 5207:2014 に規定する「タンク式節水 2 形大便器」又は「専用洗浄弁式節水 2 型大便器」 ③ 洗浄水量が大 6.5 リットル以下と認められたもの ・未使用の製品を用いるもの	対象経費の 2 分の 1
		優先 30,000 一般 20,000
22. 高効率空調等改修工事 ・エアコンの買替え （新規購入は対象外） ・熱交換換気システム等	・既存の住宅等の空調等の性能を向上させる改修工事 ・次のいずれかに適合する改修工事 ① 住宅にあっては、最新年度のトップランナー基準を達成しているもので、省エネルギーラベリング制度による表示がされているもの ② マンション等の共同管理組合が設置するもの又は事業者にあつては、国の最新の L 2 - T e c h 認定製品であるもの ・未使用の製品を用いるもの	対象経費の 2 分の 1
		優先 60,000 一般 30,000
23. 提案型創省エネ化事業	・上記以外の創省エネ化を図る事業であつて、新たに住宅等の低炭素化を図るもの ・住宅等の全体のエネルギー使用量又は二酸化炭素排出量を 20% 以上削減できるものであつて、かつ上記の創省エネ化と同等以上の効果が見込まれる設備・機器を用いるもの ・事業内容、実績に基づく削減量の試算及び効果を提案書としてまとめ、付すことができるもの	対象経費の 2 分の 1
		優先 300,000 一般 200,000

※複数のメニューをまとめて申請することができますが、申請者の助成限度は 30 万エコポイントまでです。

2. 緑化事業助成

助成対象緑化事業の条件（生け垣、庭木、屋上、壁面 共通事項）

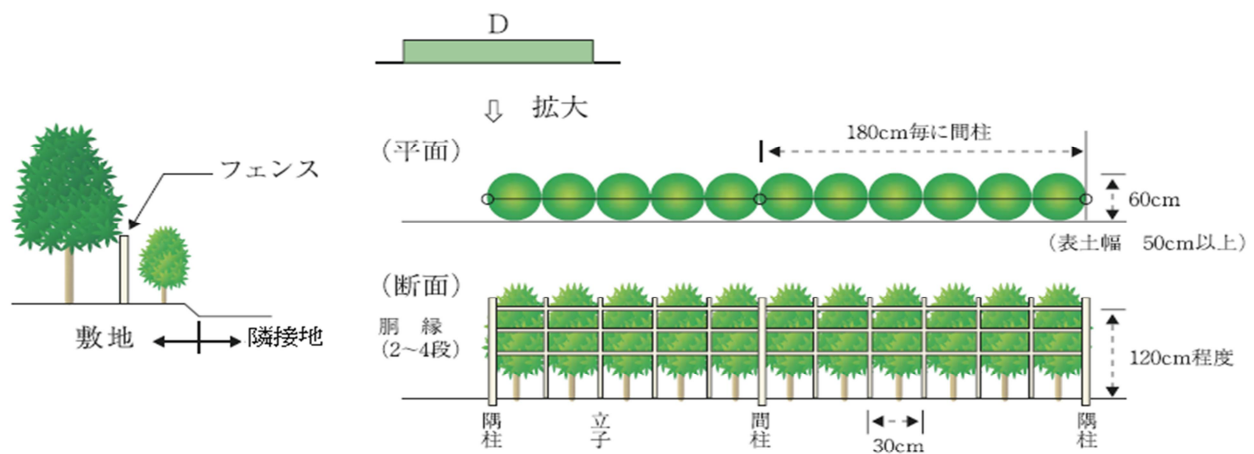
助成の対象となる緑化事業は、次の要件に適合するものとなります。

1. 地域の特性に適したものの。生物多様性に配慮し、極力在来の植物を用いてください。
2. 緑化する場所に適した植物を用いるもの。
3. 緑化事業に用いる植物の生育に適した土壌であるもの。
4. 高木は、しゅん工時の樹高が 0.8 メートル以上であって、成熟時の樹高が 2 メートル以上となる樹木を用いること。
5. 低木は、しゅん工時の樹高が 0.3 メートル以上であって、成熟時の樹高が 2 メートル未満である樹木を用いること。
6. 地被植物等は、多年生であって、性質が強健な植物であって、芝草類、ツル物類、ササ類、草本類、シダ類またはコケ類を用いること。
7. しゅん工時において適切なかん水または散水方法が確保されているもの。

生け垣緑化

生け垣緑化は、家屋が所在する土地において、隣接する第三者の所有地の境界線に沿って行う緑化事業です。次の判断基準に適合するように計画してください。

生け垣緑化事業条件			
判断基準			緑化面積
おおむね 30 センチメートルごとに 1 本の高木を植栽するもの			3 平方メートル
しゅん工時において樹冠が重なりあうもの			
塀等の造作物と生け垣緑化が併設されていないもの			
縁石等の造作物は、敷地の地面より高さがおおむね 40 センチメートル以下			
しゅん工時の生け垣緑化の上部の高さが、隣接して第三者が所有する土地の地面の高さよりおおむね 1 メートル以上のもの			
右の緑化面積を満たすもの（生け垣緑化延長×0.6 メートル）			
生け垣緑化助成限度額			
施工区分	助成額	対象経費	限度額 (1口1口上限)
優先 施工者	次のいずれか少ない額とする。 1 右の対象経費の 2 分の 1 2 新たなもの 20,000 円／平方メートル 3 既存塀を撤去するもの 25,000 円／平方メートル	高木の購入費 植栽に要する経費	200,000
一般 施工者	次のいずれか少ない額とする。 1 右の対象経費の 3 分の 1 2 新たなもの 15,000 円／平方メートル 3 既存塀を撤去するもの 20,000 円／平方メートル	補助資材設置経費 既存塀の撤去に要する経費	



※ 生け垣による植栽の場合は、幅60cmに長さを乗じたものを緑化面積として算出できます。

東京都環境局「緑化計画の手引き」より引用しています。

原則として生け垣は、四ツ目垣の構造により樹木を固定してください。

庭木緑化

庭木（にわき）緑化は、家屋が所在する土地において、隣接する第三者の所有地の境界線に沿わない場所に行う緑化事業です。一定条件を満たせば、ガーデニング、シンボルツリーや駐車場も対象となります。

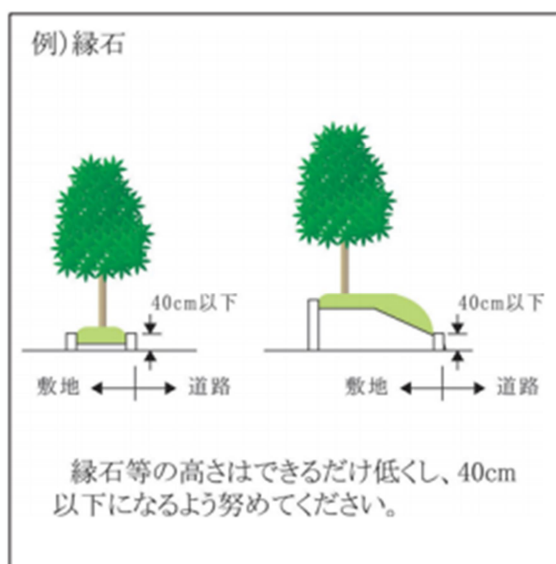
次の判断基準に適合するように計画してください。

庭木緑化事業条件

判断基準		緑化面積
1	縁石等を用いて庭木緑化する範囲を敷地と区分し、その範囲が外観的にみて判別できるもの	2 平方メートル
2	右の緑化面積当り高木 1 本以上または低木 3 本以上	
3	地被植物等を用いるときは、地面が植栽により覆われているもの	
4	2 の値または 3 の植栽部分の面積が右の緑化面積を満たすもの	

庭木緑化助成限度額

施工区分	助成額	対象経費	限度額 (1口1戸上限)
優先 施工者	次のいずれか少ない額とする。 1 右の対象経費の 2 分の 1 2 新たなもの 18,000 円/平方メートル 3 既存舗装を撤去するもの 23,000 円/平方メートル	高木、低木、地被植物等の購入経費 植栽経費 補助資材設置経費 既存舗装の撤去に要する経費	200,000
一般 施工者	次のいずれか少ない額とする。 1 右の対象経費の 3 分の 1 2 新たなもの 13,000 円/平方メートル 3 既存舗装を撤去するもの 18,000 円/平方メートル		



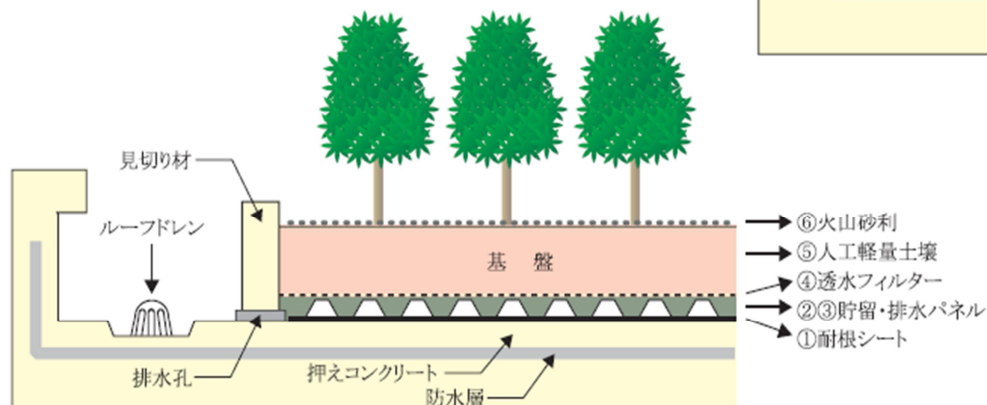
屋上緑化

屋上緑化は、家屋のうち、構造物のない屋外の屋上部分において、安全に日常管理を行うことができる緑化事業となります。

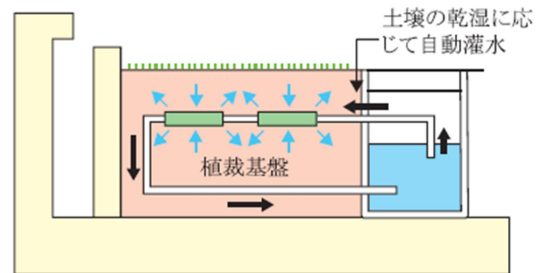
次の判断基準に適合するように計画してください。

屋上緑化事業条件			
判断基準			緑化面積
1	屋上緑化の荷重が家屋屋上の耐荷重能力以内のもの		3 平方メートル
2	屋上緑化する部分には、防水及び防根処理を施すもの		
3	排水層、保水層、透水層、土壌層及び土壌被覆層等からなる植栽に適切な構造のもの（基盤材等や地被植物等が一体型であるものを含む）		
4	日常管理または自動かん水（散水）する方法が整っているもの		
5	見切材等により、屋上緑化する範囲が外観的に区分されているもの		
6	右の緑化面積当り高木 1 本以上または低木 3 本以上		
7	地被植物等を用いるときは、地面が植栽により覆われているもの		
8	5 の範囲の面積が右の緑化面積を満たすもの		
屋上緑化助成限度額			
施工区分	助成額	対象経費	限度額 (1ポイント上限)
優先 施工者	次のいずれか少ない額とする。 1 右の対象経費の 2 分の 1 2 20,000 円／平方メートル	高木、低木、地被植物等の購入経費 防水及び防根等の基盤整備経費 植栽に要する経費	250,000
一般 施工者	次のいずれか少ない額とする。 1 右の対象経費の 3 分の 1 2 15,000 円／平方メートル	補助資材設置経費 自動かん水（散水）に要する経費	

屋上緑化の植栽基盤例



自動灌水装置の例



壁面緑化

壁面緑化は、家屋のうち、じかに外気に接している壁面部分に行う緑化事業です。

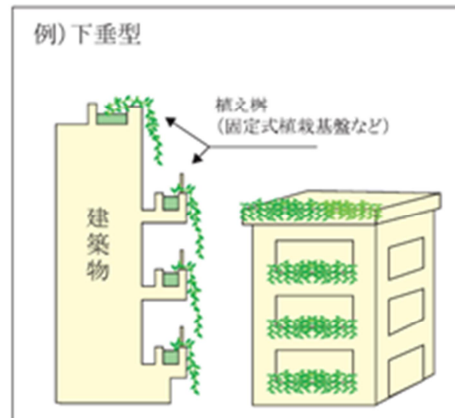
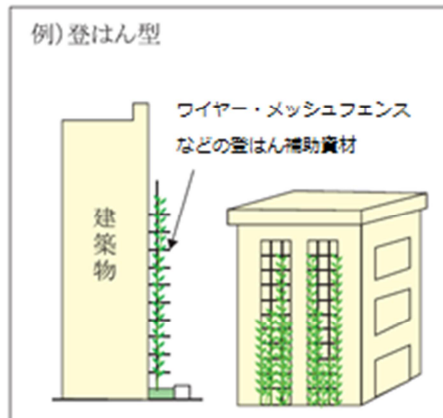
次の判断基準に適合するように計画してください。

壁面緑化事業条件

判断基準		緑化面積
1	家屋外壁の耐力が充分なもの	2 平方メートル
2	次のいずれかに適合する土壌等に地被植物等を用いて行うもの	
ア	保水性及び通気性に優れ植栽に適した敷地	
イ	保水性、通気性及び排水性に優れる基盤材等または人工の土壌を用いる定置型プランター（おおむね容量 100 リットル以上、設置場所に固定すること。金属又はコンクリート等を用いた耐久性と耐候性に優れるものであること。耐久性のないプラスチック等のプランターは対象外。）	
3	次の要件に適合するワイヤーまたはパネル等の補助資材を用いるもの	
ア	植物の繁茂が容易な構造のもの	
イ	落下防止等の安全性、耐用年数、耐候性及び強度に優れているもの	
ウ	補助資材の間隔がおおむね 40 センチメートル以内のもの	
4	日常管理または自動かん水（散水）する方法が整っているもの	
5	補助資材の面積全体が覆われるように植栽されるもの	
6	ツル物類は、おおむね 1 メートル当たり 3 本を植栽し、5 を満たすもの	
7	補助資材の面積が右の緑化面積を満たすもの	

壁面緑化助成限度額

施工区分	助成額	対象経費	限度額 (1㎡あたり上限)
優先 施工者	次のいずれか少ない額とする。 1 右の対象経費の2分の1 2 20,000円/平方メートル	地被植物等の購入経費 植栽に要する経費 補助資材設置経費 自動かん水（散水）に要する経費	250,000
一般 施工者	次のいずれか少ない額とする。 1 右の対象経費の3分の1 2 15,000円/平方メートル		



助成対象

個人の方の助成対象条件

- 1 申請日現在において、住民基本台帳に記録があること
- 2 納期の到来している市税等を完納していること
- 3 申請日の属する年度の前年の住民税申告がされていること
- 4 市内において所有または使用する住宅に創省エネ化または、緑化事業を行うこと
- 5 創省エネ化または、緑化事業の目的である物件の所有者の同意を得ていること

中小企業者の助成対象条件

- 1 市内に本支店、または事業所が登記（登録）されている法人であって、中小企業基本法に定める中小企業者
- 2 市に法人設立・設置届出書が提出されていること
- 3 申請日の属する事業年度の前年の法人市民税の申告がされていること
- 4 納期の到来している市税等を完納していること
- 5 大企業が実質的に経営に参加していないこと
- 6 市内に所有または使用する事業所に、創省エネ化または、緑化事業を行うこと
- 7 創省エネ化または、緑化事業の契約者と所有者が異なる場合には、所有者の同意を得ていること

マンション管理組合の助成対象条件

- 1 管理組合であって、規約、議決組織及び管理者を現に有するもの
- 2 市内のマンションであること
- 3 法人格を有する管理組合の場合は、中小規模企業者の2から7の要件を全て満たしていること

個人事業主の方の助成対象条件

- 1 個人事業主にあつては、市内に事業所が所在し、「個人の方の助成対象条件」の全てと「中小規模企業者の助成条件」のうち2と4から7の要件を全て満たしていること

助成の対象となる経費

○消費税額部分、申請、登記及び登録等の手数料及び代行等の報酬を除く、創省エネ化または、緑化事業に係る工事費等が対象です。

○本制度以外の補助金等を受けることができる場合には、これを控除します。

助成方法など

- ☆ 助成対象工事等の経費の2分の1（3分の1）もしくは助成の上限のいずれか低い方、または限度額定額と定めるものについてエコポイントにて助成します。
- ☆ 複数の助成対象工事を申請することができますが、30万エコポイントが上限です。

- ☆ 付与するエコポイントに 1,000 ポイント未満の端数があるときは切り捨てます。
- ☆ 1 エコポイントは 1 円です。
- ☆ 消費税額部分、国・都などから受けられる補助金部分は経費から除きます。
- ☆ 予算の範囲で先着順にエコポイントによる助成をします。
(環境配慮工事等届出書または環境配慮事業費助成申請書を受理した順)

助成までの流れ

- ① 着工前に創省エネ化・緑化事業の相談・届出を市にする。
- ② 助成対象工事メニューにある事業を行う。
- ③ 工事・導入完了後、市に助成の申請をする。
- ④ 市から決定通知が届いたら、決定日以降に市内でお買い物・飲食をする。
(物品の種類は問いません。※ただし、商品券や風俗営業など一部除外となるものもあります。)
- ⑤ お買い物等の領収書やレシート(何を購入したか、どんなサービスを受けたかわかるもの)を添付し、市に助成金の請求をする。(提出する領収書合計額は、助成決定したエコポイント以上であること。)
- ⑥ 指定の口座に、エコポイント分の助成金が振り込まれる。

助成申請対象期間と受付期間		
申請の対象となる期間	令和 7 年 1 月 1 日～12 月 31 日	助成対象工事等の完成日が属する期間
申請の受付期間	令和 7 年 5 月 1 日 ～ 令和 8 年 1 月 31 日	申請を提出することができる期間
請求の提出期限	令和 8 年 4 月 1 日	助成金の請求期限

※受付期間の最終日が、土・日・祝日の場合は翌開庁日までの受け付けとなります。

次のものには、エコポイントは使用できません

- ・ 公共施設の使用料等、公共料金及び納税に関する支払い。
- ・ 有価証券、郵便切手類、印紙、商品券など物品切手、チケット販売受託事業者等（コンビニ含む）が販売する興行チケット、その他金券類等の換金性の高いものの購入。
- ・ 宝くじ等の購入。
- ・ インターネット販売等の実店舗以外での決済。
- ・ 寄付等の経済財の消費を伴わないもの。
- ・ 羽村市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 11 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までに規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者への支払並びにその他法規に反する行為を行うものへの支払い。
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条の業種のうち、公金の性格上相応しくないものへの支払い。（性風俗営業など）

申請方法 と エコポイントの使用方法

Step1 製品および工法（仕様書）資料、見積書の取得。 *事業者とよく相談してください。

Step2 環境配慮工事等届出書（様式第 1 号）の提出 （次のものを添付）
○見積書
○施工前写真、事業位置図
○製品・工法（仕様書）資料（カタログ等） **「対象工事別添付資料」**を参照
○様式第 1 号【A】及び【B】
※申請者と物件所有者が異なる場合のみ、様式第 1 号【B】も提出してください。

Step3 受理書の交付 （助成の優先順位を得ます）
※ 受理書（様式第 2 号）申請時の提出書類となるので保管してください。

Step4 *次の書類を事業者と作成し、用意してください。
○請負等契約書
○経費の内訳書（契約書に包括可）
※ 請負等契約書を締結していない場合は、事業内容経費がわかる見積書でも代用可能です。

Step5 助成対象工事等完成・引渡し
*次の書類を事業者より取得してください。
○領収証書
○施工後写真

※ **Step1** から **Step5** を省略し、**Step6** 助成申請書を提出することもできます。
この場合は、申請日時点で工事等が竣工し、支払いを完了している必要があります。

Step6 助成申請書（様式第 4 号）の提出 （次のものを添付）
○受理書（届出書の提出のない方は不要です）
○請負等契約書、経費の内訳書、領収証書、施工後写真 **「対象工事別添付資料」**を参照
○様式第 1 号【A】及び【B】

Step7 助成決定通知書（エコポイント発行証）の交付

Step8 市内のお店で、エコポイント分のお買物をして、領収証やレシートを集めてください。
※ 購入店舗所在地、購入日、購入内容等がわかるもの。

Step9 エコポイント使用報告書（様式第 8 号）と、集めた領収証やレシートを提出してください。
※ 用紙に貼ったりせず、そのまま提出してください。

Step10 指定口座へ付与された全てのエコポイントに相当する金額を振込みます。
申請者以外の口座へ支払うことも可能です。

「対象工事別添付資料」は、羽村市公式サイト内の「提出書類一覧」をご覧ください。

3. 家庭用生ごみ処理容器等購入助成

助成額

☆購入金額（消費税分を除く）の2分の1で、5,000エコポイントを限度に助成をします。

☆助成額に100ポイント未満の端数があるときは切り捨てとなります。

助成対象機器

☆家庭から排出される厨芥類を分解し、厨芥類の残さ等を減少又は消滅させ、有機肥料化させる容器（電気式生ごみ処理機は除きます。）

※ディスポーザ式（生ごみを粉砕して、下水道の排水管に直接流すタイプ）は対象外です。

助成申請

☆購入を証する書類（例：領収書等金額や機種がわかる書類等）

☆印鑑

その他

☆予算に限りがありますので、先着順となります。

助成申請対象期間と受付期間		
申請の対象となる期間	令和7年1月1日～12月31日	生ごみ処理容器等を購入した日
申請の受付期間	令和7年5月1日～ 令和8年1月31日	申請を提出することができる期間
請求の提出期限	令和8年4月1日	助成金の請求期限

助成までの流れ

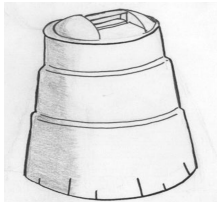
- ① 助成対象の生ごみ処理容器等を購入する。
- ② 領収書等の購入したことのわかる書類を添付し、市に助成の申請をする。 ※ 助成申請書（様式第5号）
- ③ 市から決定通知が届いたら、決定日以降に市内でお買い物・飲食をする。
（物品の種類は問いません。※ただし、商品券や風俗営業など一部除外となるものもあります。）
- ④ お買い物等の領収書やレシート（何を購入したか、どんなサービスを受けたかわかるもの）を添付し、市に助成金の請求をする。（提出する領収書合計額は、助成決定したエコポイント以上であること。）
- ⑤ 指定の口座に、エコポイント分の助成金が振り込まれる。



～生ごみ処理容器の主な種類と特徴～

生ごみを堆肥化して、畑やプランターなどに使用してみてはいかがでしょうか。

コンポスト容器



- 特 徴
- ✧ 大量の生ごみや落ち葉などの処理ができる
 - ✧ 庭等の土地が必要
 - ✧ かくはん作業に時間がかかる
 - ✧ 生ごみの上にしっかり土をかけて、ふたをせず、虫よけの布をかけることで、虫の発生が防げる

密閉式容器



- 特 徴
- ✧ 室内で処理できる
 - ✧ 虫が発生しづらい
 - ✧ 密閉式容器によってできた生成物を土に混ぜて堆肥化するため、庭か大きめのプランターが必要
 - ✧ ぬかみそのような臭いが出る

木箱方式



- 特 徴
- ✧ 室内で処理できる
 - ✧ 生ごみの分解が早い
 - ✧ 夏場は、カバー布の下に新聞紙を被せないと、虫が発生する可能性がある
 - ✧ 耐久性がある